

県外への移動があった場合の自宅待機の目安(改)

(令和4年6月1日～)

長崎県ホームページ:【感染者が拡大している地域について】参照

1. 「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」が適用されている都道府県への移動があった場合

(帰って来た日を入れて) **3日間** 自宅待機。

待機中に発熱、喉の痛み、倦怠感等の症状が出なければ、4日目から登校可能。

なお、PCR検査や抗原検査で陰性と判明した場合は、3日以内であっても登校可能(無症状の場合)。

2. 上記以外の都道府県への移動があった場合

発熱、喉の痛み、倦怠感等の症状が出なければ、制限なしで登校可能。

ただし、県外在住者と感染対策を取らないまま飲食を共にした場合や長崎県から県外との往来自

粛要請が出た場合は、すべての県において **1** の対応とする。

※参考：5月27日の長崎県ホームページの【感染者が拡大している地域について】

感染者が拡大している地域について	
令和4年5月27日更新	
長崎県が設定した新型コロナウイルス感染段階対応の目安において、新規感染者報告数が感染段階レベル1（参考指標）以上に相当する地域を掲載しています。	
緊急事態宣言	
期間	都道府県名
R3.10.1～	該当なし
まん延防止等重点措置	
期間	都道府県名
R4.3.22～	該当なし